

災害VCに関する 県内の取り組み状況

四国中央市社会福祉協議会

1

地域支え合い・災害支援ネットワーク会議

- コア会議:各会議の方針検討など
- 全県会議:情報共有、被災地の支援課題解決に向けた協議
- エリア会議:東予、中予、南予の3エリア
顔の見える関係性づくり
災害時に連携して支援対応ができる体制づくり

2

四国中央市社協での取り組み②

○参加機関

- ・ライオンズクラブ国際協会
- ・法皇青年会議所
- ・四国中央市役所（前 地域振興課、防災まちづくり推進課）
- ・愛媛県社会福祉協議会
- ・四国中央市社協

5

4者連携枠組み構築推進研修会

4者：行政、企業・組合、NPO・士業等、社協

※災害発生後の被災者支援は、生活フェーズに合わせて異なる支援が必要

○様々な機関が平時、災害時にどのような役割を担っているか把握し、切れ目のない被災者支援を実施に向けて連携構築他機関について学ぶ機会、情報交換

6

災害ボランティアセンター設置・運営に関する説明資料 — 自然災害 —

1. 設置の判断基準

(1) 設置主体

- ・社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会（以下「社協」）

(2) 判断指標

- ①震度 5 強以上で、「社協災害対策本部」メンバー（7 名）が自動的に参集し、市災害対策本部等と連携し情報収集を行う。

※「社協災害対策本部」／会長、事務局長、課長級

- ②災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」）の設置が必要と判断した場合、「災害 VC 設置検討会議」メンバー（11 名）を招集し、更なる情報収集等により、設置の要否の判断とその準備を進める。

※「災害 VC 設置検討会議」／事務局長、課長級、災害 VC 中核スタッフ、ボラセン所長 等

(3) 決定プロセス

- ・「災害 VC 設置検討会議」において、災害 VC の設置が必要と判断した場合、市と社協の代表者による「災害ボランティア支援会議」での協議を経て決定する。

※「災害ボランティア支援会議」／市長、社協会長

2. 開設から閉所までの流れ

(1) 準備・立ち上げ期（発災～3 日目）

発災から 3 日を目処にして、災害 VC を立ち上げる。

- ・拠点確保 : アクセス、駐車場、通信環境の確認
- ・資機材調達 : スコップ、一輪車、高圧洗浄機、P C、衛生用品等の確保
- ・スタッフ配置 : 経験のある中核スタッフを中心とした役割分担

NPO ボランティア	専門技術の提供 マンパワーの提供	得意技術の提供（外国語、手話、点字、メンタルケア、ペット対策、情報発信など）
社 協	災害 VC の運営主体 地域福祉の基盤作り	災害 VC の立ち上げ、運営管理 ボランティア保険加入手続き 地区ワーカーによる地域住民との連携

※R8.3.4 災害ボランティアセンター連携推進会議（参加 17 名）を開催した。

（３）社協の広域連携

社協は、社会福祉法に基づき、すべての市区町村、都道府県に設置されている全国的なネットワーク組織である。

①発災と同時に全国一斉の支援スキームが自動稼働する。

- ・全国社会福祉協議会が定めた「大規模災害対策基本方針」に基づき、あらかじめ決められた手順で応援に入ることになる。

②被災地単独で対応しきれない場合、階層的な広域での応援体制が確立されている。

- ・第 1 段階：同じ都道府県内の、被災していない他の市町村社協がすぐに駆けつける。
- ・第 2 段階：それでは足りない場合、近隣の「ブロック単位」の都道府県社協から応援を要請する。
- ・第 3 段階：さらに激甚な災害では、全社協が総合調整に入り、全国すべての社協から人員（社協職員）を被災地に集中投入する。

4. 令和 8 年度の取り組み

（１）災害 VC 設置・運営マニュアルの策定

※現行のマニュアルが、平成 16 年の本市での災害を受けて作成したものであるため、県社協のガイドラインを参考に策定を予定している。

（２）災害 VC 中核スタッフ会議の定期開催

（３）災害 VC 中核スタッフ養成講座の計画的受講

（４）災害 VC 連携推進会議の開催

（５）災害 VC 設置訓練及び資機材・備蓄品点検の実施検討

災害福祉支援センターの有事の取り組み

災害福祉支援の司令塔機能



センターが中心となり、行政、社協、福祉・医療関係者、NPO、士業団体など多者連携によりリアルタイムな情報共有を行い、支援の漏れや重複を防ぎます。

被災者一人ひとりの生活支援のための個別支援



被災地に設置される災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた広域調整や後方支援を行うとともに、県災害時要配慮者支援チームの派遣調整を担い、被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、一人ひとりのニーズに寄り添った伴走型の生活支援を行います。

広報・啓発



セミナーの開催やホームページ等を活用した情報発信を通じて、災害福祉支援の重要性について広く広報・啓発を行います。

お気軽にご連絡ください！

問合せ先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 TEL 089-921-8912
FAX 089-921-8939
総務企画部 法人振興課 TEL 089-921-8566
FAX 089-993-7738

📍 790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

✉ saifuku@ehime-shakyo.or.jp